六　利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二条の二の九まで及び第二十二条の二の十四において同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

［七～十二　略］

［2～5　略］

6　法第二十六条第一項ただし書の総務省令で定める場合は、次に掲げる対象契約の締結又はその媒介等をしようとする場合とする。

一　法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十三第一号において「法人契約」という。）

［二～五　略］

（書面の交付）

第二十二条の二の四　［略］

［2　略］

3　第一項の規定にかかわらず、変更契約又は更新契約が成立した場合において、同項各号に掲げる事項であつて前項各号に定める基準に適合するもの（第五項において「基本記載事項」という。）の変更がされたとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該変更の内容（当該変更契約又は更新契約が書面解除を行うことができるものである場合は、当該変更の内容及び書面解除に関する事項であつて前項第二号に定める基準に適合するもの）並びに当該変更のされた既契約に係る第一項第二号に掲げる事項及び同項第六号に掲げる事項を記載しなければならない。

一　利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二条の二の十三第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

［二～四　略］

［4～6　略］

（電気通信業務の休止及び廃止に係る利用者への周知）

第二十二条の二の十　法第二十六条の四第一項の規定による周知は、電気通信業務の全部又は一部を休止し、又は廃止する日（以下この条において「休廃止日」という。）の前日から起算して三十日前の日（同条第二項の総務省令で定める電気通信役務にあつては、休廃止日の前日から起算して一年前の日。第三項において「周知期限日」という。）までに、次の各号に掲げるいずれかの方法により、知れたる利用者に対し適切に行わなければならない。

一　対面による説明

二　電話又はこれに類する双方向の通信

三　郵便、信書便その他の手段による書面の交付

四　電子メールの送信

五　電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法であつて、休止し、又は廃止しようとする電気通信業務に係る電気通信役務の提供を利用者が受ける際に当該閲覧に供せられた情報が表示されることとなるもの

2　法第二十六条の四第一項の総務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　休止し、又は廃止しようとする電気通信業務の内容

二　休止し、又は廃止しようとする年月日

六　利用者（法第二十六条第一項に規定する利用者をいう。以下この条から第二十二条の二の十一までにおいて同じ。）に適用される電気通信役務に関する料金。ただし、電気通信事業者が当該料金について、距離ごと、接続する電気通信事業者ごと、対地ごとその他の区分により多数の区分を設ける場合にあつては、全ての料金の説明に代えて、一般消費者が利用することが見込まれる主な料金区分の説明によることができる。

［七～十二　同上］

［2～5　同上］

6　［同上］

一　法人その他の団体である利用者とその営業のために又はその営業として締結する契約（営利を目的としない法人その他の団体にあつては、その事業のために又はその事業として締結する契約。第二十二条の二の十第一号において「法人契約」という。）

［二～五　同上］

（書面の交付）

第二十二条の二の四　［同上］

［2　同上］

3　［同上］

一　利用者の住所の変更その他これに準ずる軽微な変更であつて利用者の利益の保護のため支障を生ずることがないもの（第二十二条の二の十第二号において「軽微変更」という。）のみがされた場合

［二～四　同上］

［4～6　同上］

［新設］